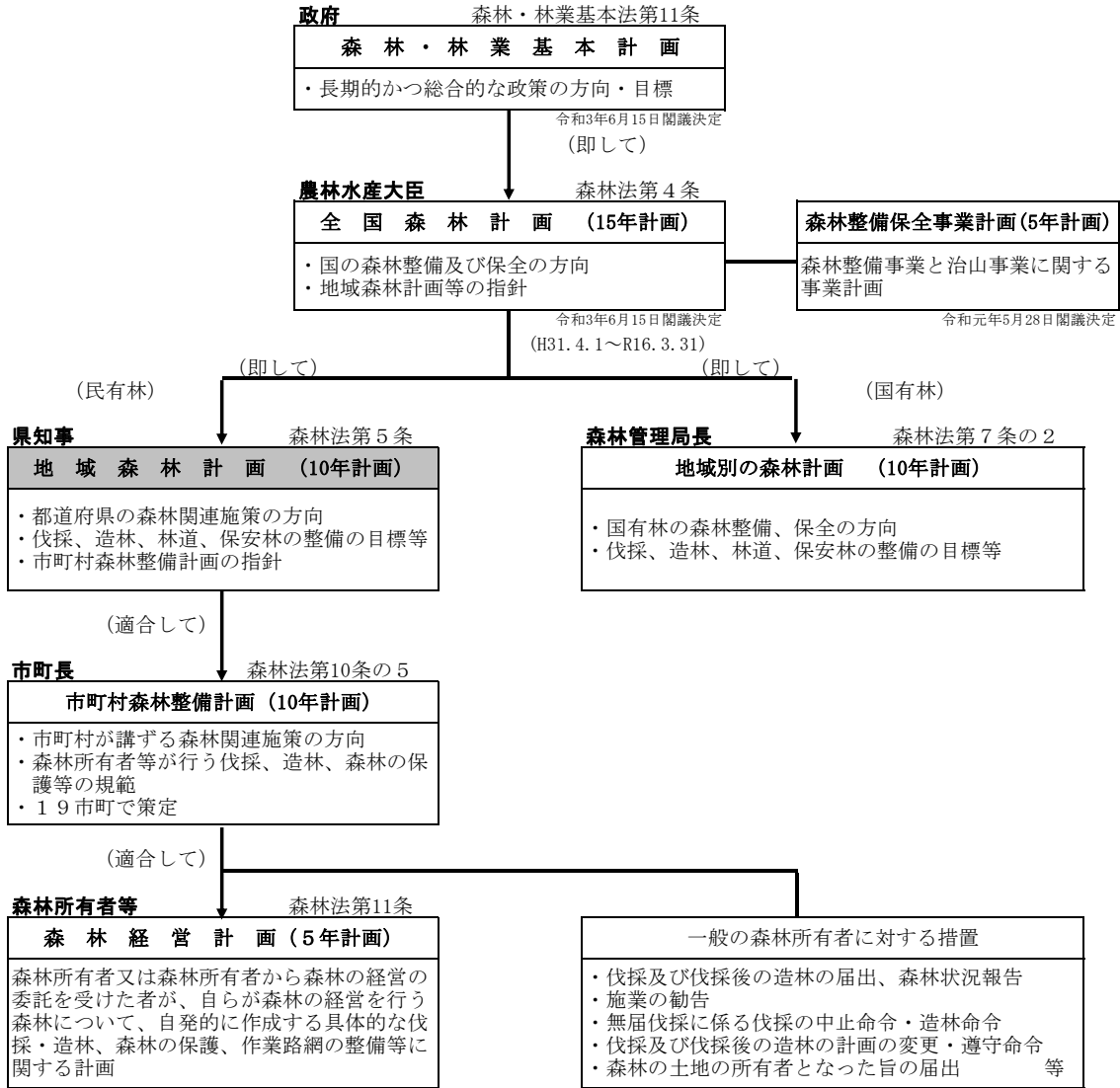


# 森林計画制度の体系図



## 参 考

- **地域森林計画について**  
地域森林計画は、全国森林計画に即し、民有林の森林資源の整備を促進するため、伐採や造林などの基本的な事項について、森林法(昭和26年法律第 249号)第5条の規定に基づき、5年毎に知事が策定する計画。
- **地域森林計画の対象地域について**  
地域森林計画の対象地域は、流域を単位とした森林計画区であり、本県の場合5つの森林計画区があり毎年1計画区の地域森林計画を樹立している。

番号	森林計画区		対 象 市 町	備 考
	現計画期間	次期計画期間		
1	肱川森林計画区 H30.4.1~R5.3.31	R5.4.1~R15.3.31	八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町	
2	中予山岳森林計画区 H31.4.1~R6.3.31	R6.4.1~R16.3.31	久万高原町	
3	東予森林計画区 R2.4.1~R7.3.31	R7.4.1~R17.3.31	新居浜市、西条市、 四国中央市	
4	今治松山森林計画区 R3.4.1~R8.3.31	R8.4.1~R18.3.31	松山市、今治市、伊予市、 東温市、上島町、砥部町	松前町は対象森林無し
5	南予森林計画区 R4.4.1~R9.3.31	R9.4.1~R19.3.31	宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町	